

此は指留あふ人の所りて中途よりて中
よりそ人この上はあり海一さふまも有り
と延享年中 勅裁を以て神祇管領に
出へ作出されし神位部方の諸書付に別
当神祇管領に社神位記を納めずハ社
職を以て奉納せしとあれば格式者重なる
やうに傳れども壬午神社管領の事を
おれて神位記の下より奉納あり 勅裁
の事とはたよりき傳へむ所記ありハ神
位部等の奉納なり

吹浦村の神位記の以辛酉よりて
ハ大社の裏田記の廢止るを歎くのこと
多海山を子に入系傳の及者の敬職を
五(さふ)はあハ社神位を奉納せし
先達して法を以て(さや)一又大社
社ハ吹浦村を稱して社神位を奉納
多海山某所當ハ殿是吹浦あ山の古家
徒を以て表に毎列當と一理郡を
口と定めらば明暦年中所領を以て
又ハ吹浦村の縁記旧記も是れを以て